

議会議案第 5 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 6 月 28日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	前	川	綾	子
賛成者	同	上	納	所	輝次
	同	上	岡	田	和則
	同	上	三	宅	真里
	同	上	中	村	聡一郎
	同	上	吉	岡	和江
	同	上	高	橋	浩司

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（報酬月額に関する特例）

- 5 平成24年8月1日から平成25年5月14日までの間における報酬月額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる報酬月額から、当該報酬月額に $\frac{4}{100}$ を乗じた額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。